

令和8年6月

篠栗町議会第2回定例会 会 議 録

福岡県篠栗町議会

会期日程

(会期：6月4日(木)～12日(金) 9日間)

月	日	曜	会議・休会その他	開議時刻	摘 要
6	4	木	本会議	午前10時	開 会
					・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・議案の上程(提案理由説明)及び質疑 ・議案の委員会付託 ・採 決 (人事案)
6	5	金	考 案 日		
6	6	土	休 会		閉 庁
6	7	日	休 会		閉 庁
6	8	月	条 例 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
6	9	火	予算特別委員会	午前10時	・付託案件審査
6	10	水	本 会 議	午前10時	・一般質問
6	11	木	本会議	午前10時	・議案の上程(提案理由説明)及び質疑 ・議案の委員会付託
6	12	金	本 会 議	午前10時	・付託案件委員長報告 ・採決 ・所管事務の閉会中の継続調査の件
					閉 会

令和8年第2回 篠栗町議会定例会 議事日程 第1号

令和8年6月4日(木) 午前10時開議

- 第1, 会議録署名議員の指名 11番 , 12番
- 第2, 会期の決定の件
- 第3, 議案の上程(提案理由説明)及び質疑
- 第4, 議案の委員会付託について
- 第5, 議案第28号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第6, 議案第29号 篠栗町農業委員会委員の任命について
- 第7, 議案第30号 篠栗町農業委員会委員の任命について
- 第8, 議案第31号 篠栗町農業委員会委員の任命について
- 第9, 議案第32号 篠栗町農業委員会委員の任命について
- 第10, 議案第33号 篠栗町農業委員会委員の任命について
- 第11, 議案第34号 篠栗町農業委員会委員の任命について
- 第12, 議案第35号 篠栗町農業委員会委員の任命について
- 第13, 議案第36号 篠栗町農業委員会委員の任命について
- 第14, 議案第37号 篠栗町農業委員会委員の任命について
- 第15, 議案第38号 篠栗町農業委員会委員の任命について
- 第16, 議案第39号 篠栗町農業委員会委員の任命について
- 第17, 議案第40号 篠栗町農業委員会委員の任命について
- 第18, 陳情の報告

議案付託表

議案 番号	件 名	付託委員会
25	専決処分の承認を求めることについて(専決第4号) 〔篠栗町組織リデザイン室設置条例の制定について〕	総務建設 常任委員会
26	専決処分の承認を求めることについて(専決第5号) 〔篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について〕	総務建設 常任委員会
27	専決処分の承認を求めることについて(専決第6号) 〔篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について〕	文教厚生 常任委員会
41	篠栗町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	文教厚生 常任委員会
42	昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に 基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例の制定について	総務建設 常任委員会
43	財産の取得について 〔動産の買い入れ(小中学校給食室備品の更新)〕	文教厚生 常任委員会
44	財産の取得について 〔動産の買い入れ(消防団支援車2の購入)〕	総務建設 常任委員会
45	農業用施設整備工事に伴う受益者負担金の免除について	総務建設 常任委員会
46	農業用施設整備工事に伴う受益者負担金の免除について	総務建設 常任委員会
47	令和8年度篠栗町一般会計補正予算(第1号)について	予算 特別委員会
48	令和8年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)に ついて	予算 特別委員会
49	令和8年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) について	予算 特別委員会
50	令和8年度篠栗町水道事業会計補正予算(第1号)について	予算 特別委員会
51	令和8年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算(第1 号)について	予算 特別委員会

陳情文書表

陳情 番号	受 理 年 月 日	件名・要旨	付託委員会
1	令和 8 年 2 月 24 日	「町立図書館の児童書コーナーに関する」陳情書	文 教 厚 生 常 任 委 員 会
		陳情の要旨： 陳情書添付につき省略 陳情者の住所及び氏名： (住所)糟屋郡篠栗町 (氏名)栄田 拓也	

令和8年第2回 篠栗町議会定例会 議事日程 第2号

令和8年6月10日(水) 午前10時開議

第1, 一般質問

質問順位	議席番号	質 問 者	
1.	6 番	横山 和輝	議 員
2.	5 番	太郎良 瞳	議 員
3.	1 番	崎山 佐穂	議 員
4.	12番	荒牧 泰範	議 員
5.	3 番	吉本 文枝	議 員

令和8年第2回 篠栗町議会定例会 議事日程 第3号

令和8年6月11日(木) 追加議案 午前10時開議

第1, 議案の上程(提案理由説明)及び質疑

第2, 議案の委員会付託について

議案付託表

議案 番号	件 名	付託委員会
52	篠栗町町長及び副町長の給料の特例に関する条例の制定について	総務建設 常任委員会

令和8年第2回 篠栗町議会定例会 議事日程 第4号

令和8年6月12日(金)午前10時開議

- 第1, 議案第25号 専決処分の承認を求めることについて(専決第4号)
〔篠栗町組織リデザイン室設置条例の制定について〕
- 第2, 議案第26号 専決処分の承認を求めることについて(専決第5号)
〔篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について〕
- 第3, 議案第27号 専決処分の承認を求めることについて(専決第6号)
〔篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について〕
- 第4, 議案第41号 篠栗町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5, 議案第42号 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例の制定について
- 第6, 議案第43号 財産の取得について
〔動産の買い入れ(小中学校給食室備品の更新)〕
- 第7, 議案第44号 財産の取得について
〔動産の買い入れ(消防団支援車2の購入)〕
- 第8, 議案第45号 農業用施設整備工事に伴う受益者負担金の免除について
- 第9, 議案第46号 農業用施設整備工事に伴う受益者負担金の免除について
- 第10, 議案第47号 令和8年度篠栗町一般会計補正予算(第1号)について
- 第11, 議案第48号 令和8年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 第12, 議案第49号 令和8年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 第13, 議案第50号 令和8年度篠栗町水道事業会計補正予算(第1号)について
- 第14, 議案第51号 令和8年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算(第1号)について
- 第15, 議案第52号 篠栗町町長及び副町長の給料の特例に関する条例の制定について
- 第16, 陳情第1号 町立図書館の児童書コーナーに関する陳情書
- 第17, 常任委員会の閉会中の継続調査の件
- 第18, 議員派遣の件

令和8年第2回(6月)

篠 栗 町 議 会 定 例 会

6月4日(開会)

令和8年 第2回 定例会 会議録

日時 令和8年6月4日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	崎 山 佐 穂	2番	浦 野 雅 幸	3番	吉 本 文 枝
4番	門 馬 良	5番	太 郎 良 瞳	6番	横 山 和 輝
7番	品 川 静	8番	古 屋 宏 治	9番	栗 須 信 治
10番	村 瀬 敬 太 郎	11番	今 長 谷 武 和	12番	荒 牧 泰 範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	田 村 明 広
教 育 長	今 長 谷 寛	総 務 課 長	有 隅 哲 哉
財 政 課 長	藤 忠 文	財産活用課長	熊 谷 重 幸
会 計 課 長	西 村 智 子	まちづくり課長	姫 野 季 代 子
税 務 課 長	山 口 恵 美	収 納 課 長	平 山 智 久
住 民 課 長	進 藤 功 次	健 康 課 長	堀 雅 仁
福 祉 課 長	村 瀬 菊 子	産業観光課長	水 江 靖 浩
都市整備課長	松 尾 篤 史	上下水道課長	花 田 篤
学校教育課長	吉 村 秀 昭	こども育成課長	葉 山 芳 樹
社会教育課長	横 内 綾 子		

出席した議会事務局職員

局 長	藤 幸 三	参 事	伴 秀 代
係 長	齊 藤 裕 子	主 査	黒 瀬 友 宏

開会 午前１０時００分

○議長（古屋 宏治） 本日は、全員出席で開議は成立いたします。

ただいまから、令和８年第２回篠栗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

また、６月１日より広報広聴委員会の委員に交代がありました。

村瀬 敬太郎 議員に代わって崎山 佐穂 議員が、栗須 信治 議員に代わって門馬 良 議員が、委員に就任いたしましたので御報告いたします。

これに従い、日程に入ります。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定により、議長において、１１番 今長谷 武和 議員、１２番 荒牧 泰範 議員を指名いたします。

日程第２、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から６月１２日までの９日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古屋 宏治） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から６月１２日までの９日間に決定いたしました。

日程第３、議案の上程を議題といたします。

本定例会に提出されております議案は、議案第２５号から議案第５１号までの計２７議案でございます。

それでは、議案第２５号から議案第５１号までを一括議題といたします。

町長に一括して提案理由の説明を求めます。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） おはようございます。

本日、令和８年第２回の定例会を招集いたしましたところ、公私とも御多忙の中、ご出席賜り誠にありがとうございます。

冒頭に、篠栗町議会議員の皆様、そして、篠栗町民の皆様、今回の職員による

準公金横領事件につきまして、篠栗町に奉職する職員全体の信用を著しく失墜し、皆様からの信頼を裏切ったことに対しまして、町長として心からおわび申し上げます。

誠に申し訳ありませんでした。

５月２６日の今回の不祥事の公表に当たっては、このたび本町職員が横領した事案につきまして、全体の奉仕者として法令を遵守すべき立場にある公務員であるにもかかわらず、町民の皆様の信頼を裏切るものであり、深くおわび申し上げます。今後このような不正行為が発生することがないように、再発防止を徹底するとともに町政に対する信頼回復に努めてまいります、とコメントをいたしました。

繰り返しになりますが、篠栗町の行政運営を任されている町長として、深く反省するとともに、篠栗町役場として、篠栗町全体の奉仕者であるという原点に立ち返り、１日も早い信頼回復に努めてまいる所存でございます。公務員倫理及び法令遵守の徹底につきましては日頃より職員に指導してきたつもりではございます。このような事態を招き、町政を預かる者として、改めて自らの責任の重さを痛感しております。

本定例会において、特別職である私と副町長の処分に関する追加議案を、議会運営委員会に諮った上で上程することとしております。

何とぞよろしくお願いいたします。

５月２６日の公表後、町内外の皆様から厳しいお叱りの電話やメール等を頂いております。詳細は、全員協議会の場にて御報告いたしますが、６月１２日の本定例会閉会后、町長として、再度、町民の皆様にコメントを発信したいと考えております。

どうぞよろしくお願いいたします。

このたびは大変申し訳ございませんでした。

前回議会以降の諸情勢につきましては、閉会挨拶の際に御報告することといたしまして、本定例会の提案理由の説明に入ります。

本定例会に提案しております、議案第２５号から議案第５１号までの２７議案について説明をいたします。

議案第２５号は「専決処分の承認を求めることについて（専決第４号）」であります。本議案は、行政組織の諸課題を解決し、効率的かつ効果的な行政組織を再編するための町長直轄組織を令和８年４月１日から始動することに伴い、篠栗町組織リデザイン室設置条例を制定する必要性が生じ、地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分をしたので、同条第３項の規定により、これを報告し、議会の承認を求めるものであります。

議案第２６号は「専決処分の承認を求めることについて（専決第５号）」でありま

す。本議案は、地方税法等の一部を改正する法律が令和８年３月３１日に公布され、同年４月１日から施行されることに伴い、篠栗町税条例の一部を改正する必要が生じ、地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分をしたので同条第３項の規定により、これを報告し、議会の承認を求めるものであります。改正の主な内容は、物価上昇等への対応として、「年収の壁」の見直しに伴う諸控除の拡充と軽自動車税の環境性能割の廃止と種別割の名称を変更するものであります。

議案第２７号は「専決処分の承認を求めることについて（専決第６号）」であります。本議案は、地方税法等の一部を改正する法律が、令和８年３月３１日に公布され、同年４月１日から施行されることに伴い、篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じ、地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分をしたので、同条第３項の規定により、これを報告し、議会の承認を求めるものであります。改正の主な内容は、国民健康保険税の賦課限度額について、医療保険分を１万円増、子ども・子育て支援納付金分を３万円に設定し、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、被保険者数に乗じて加算する金額を５割軽減の基準については５千円、２割軽減の基準については１万円引き上げるものであります。

議案第２８号は「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」であります。本議案は、現委員の 青木 晃司 氏が令和８年１２月３１日をもって任期満了となるため、再任の候補者として法務大臣に推薦することについて、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

議案第２９号から議案第４０号までの１２議案は、篠栗町農業委員会委員の任命についてであります。本議案は、現委員が令和８年７月１９日をもって任期満了となるため、次期委員を任命するにあたり、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

当該委員の選出に当たっては、令和８年３月１日から３月３１日までの１か月間を募集期間とし、その間に農業者団体等による推薦又は自ら応募された１２名全員について「篠栗町農業委員会の委員選任に関する規則」及び「篠栗町農業委員会委員候補者選考委員会規程」に基づき選考が実施され、「農業委員会委員として適当であると認める」との意見を得ております。

議案第４１号は「篠栗町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。本議案は、合併５０周年記念体育館、勢門小学校体育館及び北勢門小学校体育館に空調設備を設置し、稼働を開始することに伴い、使用料の額を改定するものであります。

議案第４２号は「昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例の制定について」であります。本議案は、昭和天皇の崩御に伴い、昭和６４年１月７日前における職員の懲戒処分免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例であることから、その目的を終えたものとして、本条例を廃止するものであります。

議案第４３号は「財産の取得について」であります。本議案は、小中学校給食室備品の購入のため、財産の取得について仮契約を締結しましたので、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により議会の議決を求めるものであります。取得する財産は、篠栗小学校（消毒保管機１台・フライパン兼用鍋１台・電気回転釜１台・自動炊飯器１台・業務用オーブン１台）、勢門小学校（自動炊飯器２台・真空冷却機１台・包丁まな板殺菌庫１台）、篠栗中学校（自動炊飯器１台）。契約金額は、１,８５９万円。契約方法は一般競争入札。契約の相手方は、株式会社中西製作所 九州支店 支店長 小谷 雅人 であります。

議案第４４号は「財産の取得について」であります。本議案は、消防団支援車２の購入のため、財産の取得について仮契約を結びましたので、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を求めるものであります。取得する財産は、消防団支援車２ １台、契約金額は１,５０４万１,７００円、契約方法は一般競争入札、契約の相手方は株式会社福岡トーハツ 代表取締役 澤田 守雄 であります。

議案第４５号は「農業用施設整備工事に伴う受益者負担金の免除について」であります。本議案は、農業用施設整備工事に伴う受益者負担金について、篠栗町土木工事負担金徴収条例第４条第１項第６号の規定により免除することについて、議会の同意を求めるものであります。工事名は上河原井堰付近整備工事、工事箇所は大字田中地内、受益者は津波黒水利組合、免除する受益者負担金額は６,０５０円であります。

議案第４６号は「農業用施設整備工事に伴う受益者負担金の免除について」であります。本議案は、農業用施設整備工事に伴う受益者負担金について、篠栗町土木工事負担金徴収条例第４条第１項第６号の規定により免除することについて、議会の同意を求めるものであります。工事名は沖田井堰浚渫工事、工事箇所は大字津波黒地内、受益者は和田水利組合、免除する受益者負担金額は３万３,０００円であります。

議案第４７号は「令和８年度篠栗町一般会計補正予算（第１号）について」であります。当該補正予算は、令和８年度篠栗町一般会計補正予算の総額から２,１１１万５,０００円を減額し、予算総額を１３５億７,６８２万１,０００円とす

るものであります。

まず、歳入といたしましては、地方交付税 2,220 万 6,000 円、諸収入 570 万円をそれぞれ減額し、国庫支出金 279 万 1,000 円、繰入金 400 万円をそれぞれ追加するものであります。

次に、歳出の主なものといたしましては、総務費において、情報政策費として（医療費助成のオンライン資格確認のためのシステム改修委託）558 万 3,000 円を追加するものであります。

農林水産業費において、農業振興費として（萩尾呑山地区水路法面工事）200 万円、（唐尾井堰浚渫工事）150 万円を追加するものであります。

商工費として、観光費として（若杉遥拝堂公衆トイレ浄化槽変更設計委託）400 万円を追加するものであります。

教育費において、社会教育総務費として（コミュニティ助成事業補助金）1,270 万円を減額するものであります。

その他、人事異動等による人件費 2,475 万 3,000 円を減額するものであります。

債務負担行為は、脱炭素アドバイザー業務委託を（令和 9 年度から令和 11 年度）に 1,682 万 5,000 円、須恵町外二ヶ町清掃施設組合分担金を（令和 8 年度から令和 27 年度）に 4 億 6,279 万 2,000 円、粕屋南部消防組合分担金を（令和 8 年度から令和 12 年度）に 1,201 万 3,000 円を追加するものであります。

議案第 48 号は「令和 8 年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について」であります。当該補正予算は、令和 8 年度篠栗町国民健康保険特別会計予算に、歳入歳出それぞれ 1 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 26 億 6,170 万 4,000 円とするものであります。内容は、人事異動に伴う人件費の増額補正でございます。

議案第 49 号は「令和 8 年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について」であります。当該補正予算は、令和 8 年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算に、歳入歳出それぞれ 323 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 億 3,142 万 9,000 円とするものであります。内容は、人事異動に伴う人件費の増額補正であります。

議案第 50 号は「令和 8 年度篠栗町水道事業会計補正予算（第 1 号）について」であります。当該補正予算は、令和 8 年度篠栗町水道事業会計予算における収益的支出から、188 万円を減額し、収益的支出の総額を 6 億 3,761 万 2,000 円とする

ものであります。内容は、人件費の補正でございます。

議案第51号は「令和8年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第1号）について」であります。当該補正予算は、令和8年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算における収益的支出に632万5,000円を追加し、収益的支出の総額を8億8,686万2,000円とする人件費、報償費の補正及び資本的収入に2,759万2,000円を追加し、資本的収入の総額を3億9,830万3,000円とする受益者負担金の補正であります。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の提案理由でございます。

慎重審議方よろしくお願いいたします。

○議長（古屋 宏治） ただいまの提案理由の説明に対し大綱質疑を行います。

質疑はありませんか。

ないようですので質疑を終わります。

日程第4、議案の委員会付託についてを議題といたします。

議案第25号から議案第51号までの27議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案のうち、議案第28号から議案第40号までは人事案件ですので、委員会への付託は省略し、本日の日程といたします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古屋 宏治） 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、議案第25号から議案第27号、議案第41号から議案第46号までの、9議案につきましては、タブレットに掲載のとおり、総務建設・文教厚生それぞれの所管の常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古屋 宏治） 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

次に、議案第47号から議案第51号までの予算関連5議案につきましては、議長を除く11人で構成する予算特別委員会を設置しこれに付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(古屋 宏治) 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

なお、予算特別委員会の正副委員長については、申し合わせにより委員長は7番
品川 静 議員、副委員長は3番 吉本 文枝 議員です。

最後に、報告第4号から報告第6号までの3件については、予算特別委員会終了後に全員で報告を受けたいと思います。

日程第5、議案第28号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」
を議題といたします。

議案の説明を、村瀬福祉課長に求めます。

はい、村瀬福祉課長。

○福祉課長(村瀬 菊子) 議案の説明をいたします。

議案第28号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法(昭和24年法律第
139号)第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

氏名 青木 晃司。令和8年6月4日提出 篠栗町長 三浦 正

提案理由、人権擁護委員 青木 晃司 氏が、令和8年12月31日をもって任期満了
となるため、再任の候補者として法務大臣に推薦するもの。

なお、履歴書等は添付のとおりで、任期は令和9年1月1日から令和12年12月
31日まででございます。

以上でございます。

○議長(古屋 宏治) ただいまの福祉課長の説明に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、人事案件でございますので討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(古屋 宏治) 異議なしと認め、討論を省略し、これより採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に同意することについて賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

(表決中)

○議長(古屋 宏治) 変更はございませんか。

(再確認中)

○議長(古屋 宏治) なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11 であります。

全員賛成と認めます。

よって、議案第 28 号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第 6、議案第 29 号「篠栗町農業委員会委員の任命について」を議題といたします。

ここでお諮りいたします。

日程第 6 議案第 29 号から日程第 17 議案第 40 号までの 12 議案については関連議案でございます。

会議規則第 37 条の規定によりまして、一括議題とし、12 議案一括して説明を受け、採決についても 12 議案一括して採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(古屋 宏治) 異議なしと認めます。

したがいまして、議案第 29 号から議案第 40 号までの 12 議案を一括議題といたします。

12 議案一括して水江産業観光課長の説明を求めます。

はい、水江産業観光課長。

○産業観光課長(水江 靖浩) それでは、議案第 29 号から議案第 40 号までの説明をいたします。

議案第 29 号「篠栗町農業委員会委員の任命について」

次の者を篠栗町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

氏名 藤 勝徳。令和 8 年 6 月 4 日提出 篠栗町長 三浦 正

提案理由、現農業委員会委員の任期が、令和 8 年 7 月 19 日をもって満了となるため。履歴書等につきましては、次ページに掲載しておりますので御参照をお願いいた

します。なお、任期につきましては令和８年７月２０日から令和１１年７月１９日まででございます。

次に、議案第３０号から議案第４０号までは、同じ「篠栗町農業委員会委員の任命について」の案件でございますので、議案番号、氏名についてのみ御説明いたします。

議案第３０号 氏名 八尋 利信、議案第３１号 氏名 鷹巣 幸敬、議案第３２号 氏名 元榮 聡子、議案第３３号 氏名 呑山 孝生、議案第３４号 氏名 川内 行雄、議案第３５号 氏名 加留部 恭子、議案第３６号 氏名 安河内 一虎、議案第３７号 氏名 井上 美智子、議案第３８号 氏名 有隅 久美子、議案第３９号 氏名 西 義文、議案第４０号 氏名 栗須 勝典、以上でございます。

○議長（古屋 宏治） ただいまの産業観光課長の説明に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、人事案件でございますので討論は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古屋 宏治） 異議なしと認め、討論を省略し、これより採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

日程第６議案第２９号から、日程第１７議案第４０号までの１２議案の「篠栗町農業委員会委員の任命について」同意することに、賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決中）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（再確認中）

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数１１、賛成１１であります。

全員賛成と認め、よって議案第２９号から議案第４０号の１２議案は原案のとおり可決し、同意することに決定いたしました。

日程第１８、陳情の報告をいたします。

本定例会において、陳情を1件受付しております。

タブレットに掲載しております陳情文書表のとおり、文教厚生常任委員会に付託しましたので報告をいたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして散会といたします。

散会 午前10時29分